

排出事業者のための有益情報満載ニュースレター

WASTE TODAY

6月号
2019

2019.6.25

発行者：株式会社リーテム

✓ 今月のテーマ 「フロン排出抑制法が厳しくなる！」

2020年にフロン排出抑制法が改正されます。2015年にフロン排出抑制法（＝改正フロン回収破壊法）が施行されたのは皆さまの記憶にまだ新しいかと思いますが、フロン含有機器の廃棄時のフロン回収率が低迷し、現在でも4割弱に留まっていることを受けての規制強化です。



💬 フロン排出抑制法改正案の主な内容

フロン排出抑制法の改正案が5月29日に成立しました。フロン回収の義務づけに加えて回収量を正確に把握する、という我が国の従来の仕組みは、EUや米国の例と比べても先進的であると言われます。一方で、肝心のフロン回収率は伸び悩んでいます。このため政府は、現在の4割程度から、2020年に50%、2030年に70%まで引き上げることを目標としています。

◆ 主な改正事項

 ユーザー（管理者） （廃棄等実施者）	機器廃棄の際の取組 ● 都道府県の指導監督の実効性向上 対象機器のユーザーに対してフロン回収義務違反への直接罰の導入 ● 廃棄物・リサイクル業者等へのフロン回収済み証明の交付を義務付け （充填回収業者である廃棄物・リサイクル業者等にフロン回収を依頼する場合などは除く）
 解体業者等 （解体工事元受け業者）	建物解体時の機器廃棄の際の取組 ● 都道府県による指導監督の実効性向上 ・建設リサイクル法解体届等の必要な資料要求規定を位置付け ・解体現場等への立入検査等の対象範囲拡大 ・解体業者等による機器の有無の確認記録の保存を義務付け 等
 廃棄物・リサイクル業者等 （引き取り等実施者）	機器が引き取られる際の取組 ● 廃棄物・リサイクル業者等が機器の引き取り時にフロン回収済み証明を確認し、確認できない機器の引取りを禁止 （廃棄物・リサイクル業者等が充填回収業者としてフロン回収を行う場合などは除く）

事業者への厳しい規制 “直罰”とは？

直罰（＝直接罰）とは、違法行為が発覚したら即時に適用される罰則を指し、対して間接罰とは、違法行為があれば、まず行政指導や行政命令によって自主的な改善を促し、その指導・命令に背く行為があった場合に、それを理由として適用される罰則の事を指します。今回の改正法案には、この直罰が罰則に含まれています。

◆直罰の対象となる行為

区分	内容	罰金
フロン 非回収	機器から冷媒を回収せずに廃棄	50万円以下の罰金
行程管理票、 証明書等	<ul style="list-style-type: none"> 行程管理票の記載がない 行程管理票の虚偽記載・記載漏れ 行程管理制度による書面の未交付 行程管理制度による書面の紛失（保存違反） 廃棄機器の引渡時、行程管理票の引取証明書（写し）の未交付 	30万円以下の罰金



フロンの中でも代替フロン（HFC）は、塩素を含まないためオゾン層を破壊しないですが、一方で二酸化炭素の数百倍から数千倍もの温室効果があり、地球環境への影響が懸念されています。そのことを踏まえると、厳しい規制は仕方ないと言えます。政府は今後、日本のグリーン冷媒（ノンフロン）技術の海外展開を視野に入れ、環境省が導入促進、経済産業省が技術開発という役割分担の下、企業等を支援する方針とのことです。

◇ リーテムのサービスのご紹介



**オフィス機器、什器リユース・リサイクル
ワンストップサービス**

https://www.re-tem.com/service/service_list/onestop-service/



株式会社リーテム

〒101-0021 東京都千代田区外神田2-15-2 新神田ビル7 F
TEL. 03-5256-7041 Mail. info@re-tem.com <https://www.re-tem.com/>